

子ども・子育て支援新制度について

1. 新制度の目的

「子ども・子育て支援新制度」(以下「新制度」といいます。)は、「社会保障・税一体改革大綱(24.2.17 閣議決定)」の中で、子どもを産み、育てやすい社会を目指して創設することとされ、その目的は次の3つです。

- (1) 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
- (2) 保育の量的拡大・確保(待機児童対策推進)
- (3) 地域の子ども・子育て支援の充実

2. 「子ども・子育て関連3法」について

新制度の創設に関する次の3つの法律を合わせて、「子ども・子育て関連3法」と呼ばれています。

- (1) 子ども・子育て支援法
- (2) 認定こども園法の一部を改正する法律
- (3) 関係法律の整備等に関する法律(児童福祉法等の改正)

3. 制度の主な内容

(1) 「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」に向けて

既存の保育所や幼稚園においては、現在の設置基準や保育・教育内容を維持し、ニーズに対応していきます。

また、幼児教育・保育・地域での子育て支援を総合的に提供する「認定こども園」制度の改善を目指すこととされています。

具体的には、4種類ある認定こども園※のうち、「幼保連携型認定こども園」という種類の施設を見直し、これまで非常に複雑だった設置のための手続きを簡素化することにより、施設の整備と幼児教育・保育及び家庭における養育支援の一体的な提供の促進を図ることとされています。

※「幼保連携型」「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」という4つの種類の認定こども園があります。

※新制度における保育を必要とする場合の入所の手続きにつきましては、当分の間、利用者の申請に基づき、町が保育の必要性の認定と利用調整及び、施設のあっせんを行います。

(2)「保育の量的拡大・確保」に向けて

新制度の創設のために、消費税率引き上げに伴う財源が約 0.7 兆円充てられることとなっています。この 0.7 兆円のうち、約 0.4 兆円が保育等の量の拡充に充てられることとなっており、待機児童が発生している地域での施設整備等を促進することとされています。また、行政による設置の「認可」のしくみを改善し、保育所などの施設が設置されやすくなり、「小規模保育」、「家庭的保育（「保育ママ」）」などのさまざまな手法による保育に対する新たな財政措置を行い、提供される保育の量や種類を増やしたりすることで、待機児童を解消することが目指されています。なお、保育の「量」とともに、「質」も確保するため、職員の処遇や配置に関する改善などを図ることとされています。

(3)「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けて

地域における子育て支援に関するさまざまなニーズに応えることができるよう、「放課後児童クラブ（学童保育所）」、「一時預かり」、「病児保育」、「地域子育て支援拠点事業（支援センター、つどいの広場）」、「妊婦検診」などの事業の拡充を図ることとされています。

(4)財源について

「社会保障と税の一体改革」の中で、消費増税によって確保する約 0.7 兆円の財源が、この新制度に充てられることとされました。このうち、約 0.4 兆円は施設整備の促進など、保育の「量」の拡大を図ることとされ、約 0.3 兆円は職員の処遇や配置に関する改善など、保育の「質」の向上を図ることとされています。

また、将来的には 1 兆円超程度の財源が必要であり、国はその確保に最大限努力するとされています。

4. 益城町の対応

市町村は、新制度への移行に先立って、国が定める「基本指針」に基づいて、地域の保育需要等を踏まえた「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとされています。益城町においても、子ども・子育て支援に関する住民のニーズを十分に把握するとともに、子育て中の方、子育て支援に携わっている方などの意見を聴きながら、事業計画の策定を進めていきます。

(1)子ども・子育て会議について

資料3参照。

(2) 子ども・子育て支援事業計画について

国の基本指針で定める提供体制の確保等に関する基本的事項等を踏まえ、潜在ニーズも含めた地域でのニーズを把握した上で、5年間の計画期間における、事業見込量や実施時期を盛り込んだ、支援事業計画を策定していくことになります。そのために、国が示すニーズ調査案をもとに調査を行い、量の見込みを把握し、今年度末に県へ報告する予定です。

そして平成 26 年夏を目処に支援事業計画を取りまとめて、秋以降は平成 27 年度 4 月の施行に向けて入所受付を行っていくことになります。

※国のパンフレット「おしえて！子ども・子育て新制度」もご覧ください。